

地域経営方針に基づく取組みについて

1 地域経営方針の概要

(1) 策定年月

平成31年3月

(2) 「地域経営」の目的

持続可能なまちの形成(地域の維持)と新たな活力の創出(地域の活性化)をめざす

(3) 「地域経営」の内容

地域を「経営」する視点に立った、住民と行政の連携による地域運営

(4) 取組内容

まちづくりや地域づくり活動における住民の主体性の構築と担い手機能の向上を図るため、住民組織(活動中核組織)に対して、次の支援を実施

ア 組織づくりの支援

地域のビジョンづくりの支援 等

イ 人的支援

地域支援員等の配置 等

ウ 財政支援

住民組織で使い方を決定できる交付金の交付 等

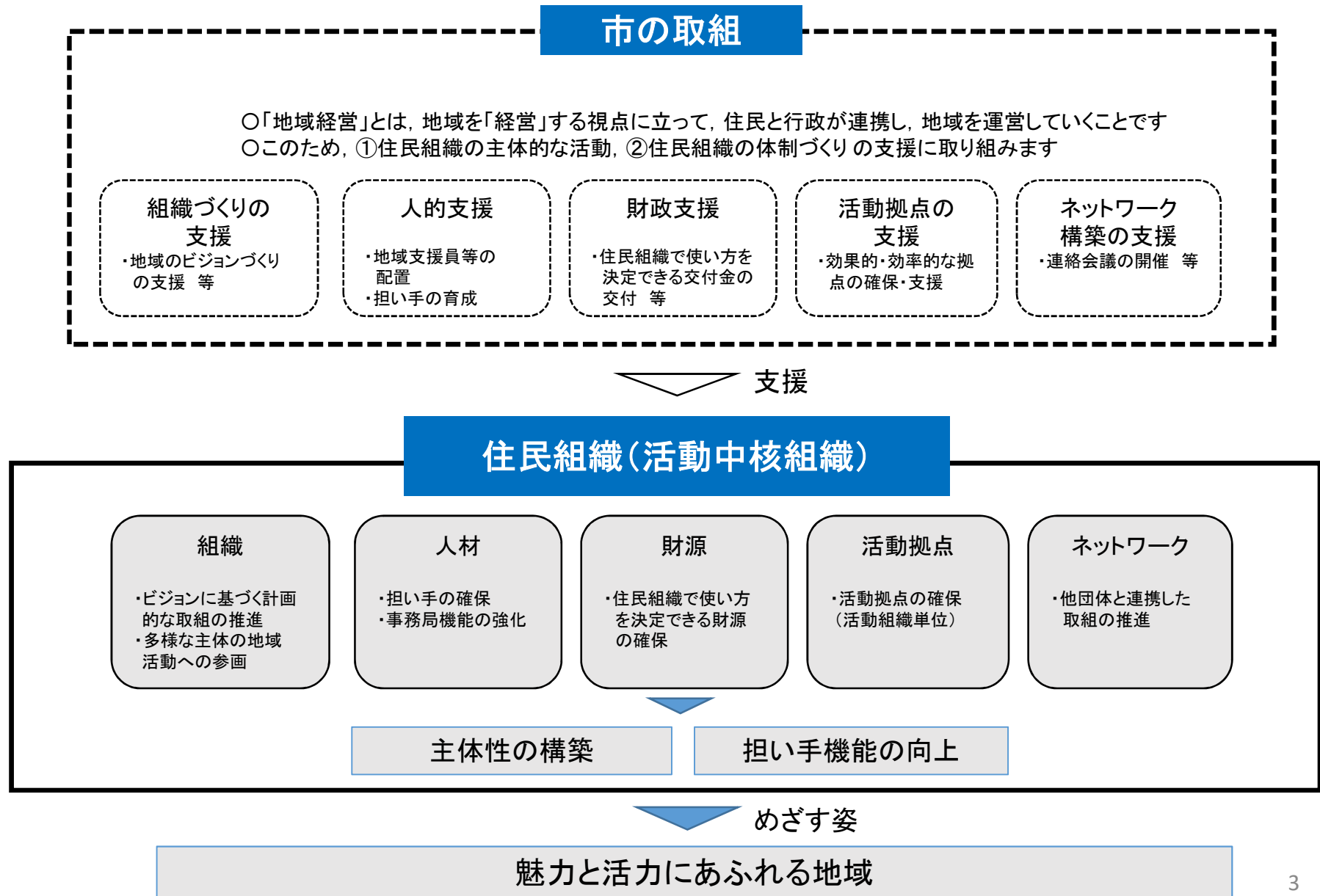
エ 活動拠点に対する支援

効果的・効率的な拠点の確保・支援

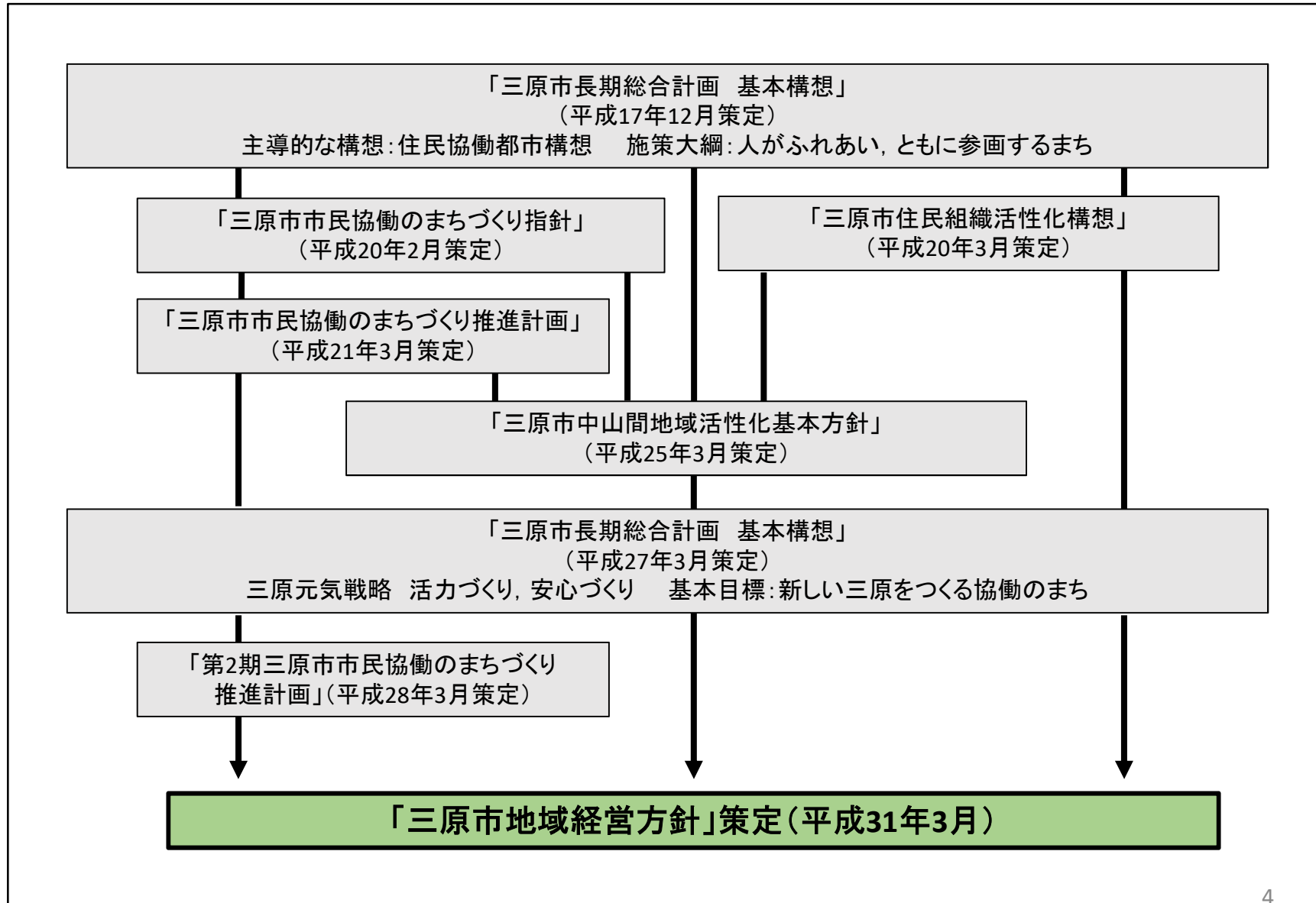
オ ネットワーク構築に対する支援

連絡会議の開催 等

1 地域経営方針の概要



2 地域経営方針の位置付け



3 地域経営方針に基づく取組(案)について

(1)組織づくりの支援

ア 活動中核組織の構築支援

⇒今後の取組(案)

- 活動中核組織(連合町内会)の未設立地区に対して,地域の意向や実情を踏まえながら,個別にヒアリングや意見交換,情報提供などを行い,構築を支援する。

イ「地域ビジョン」の協議・実践支援

⇒平成31年度 of 取組状況

- 「地域ビジョン」は,住民組織(活動中核組織)が地域の将来像の実現や課題の解決などのために策定し,地域の将来像や具体的な取組,目標,連携する団体などを盛り込んだ計画としている。
- 地域ビジョンの策定支援は,まずはモデル地区からとし,その支援を行う中で,取組方法を確立するよう進めている。
- 平成31年度のモデル地区は,中山間地域活性化事業により「地域計画」を策定している地区とし,当初の計画期間(5年)による取組実績がある組織としている。
平成31年度:4地区(高坂,鷺浦,北方,和木)
- 中山間地域以外に対しては,モデル地区のビジョン策定会議にオブザーバーとして出席することを可能とすることや,連絡会議を開催するなどして,取組の周知や理解を求めていくとともに,順次,策定の対象とする。
- 「地域ビジョン」の策定には,市(地域企画課,支所),三原市ボランティア・市民活動サポートセンターが支援を行い,コーディネーター(センター職員)やアドバイザー(専門コンサルタント)を派遣している。

3 地域経営方針に基づく取組(案)について

(2) 人的支援

ア 担い手の確保・育成, 地域支援員等による人材の配置, 人件費の支援

⇒今後の取組(案)

- 担い手の確保・育成に向けては, 地域づくりに関する講座等の開催を継続する。
- 地域支援員については, 過疎地域等における集落対策であるため, 中山間地域への人的支援として, 活動中核組織への配置を継続する。
- 人件費に対する支援については, 「地域ビジョン」を策定した組織に交付する「一括交付金」を活用できるよう検討する。

(3) 財政支援

ア 「地域ビジョン」の策定支援, 補助金等の一括化

⇒平成31年度 of 取組状況

- 「地域ビジョン」策定の支援については, 平成31年度から, 住民組織(活動中核組織)に対し, ビジョン策定に要する事務費に対して補助金(上限10万円)を交付している。

⇒今後の取組(案)

- 「補助金等の一括化」については, 「住民組織において用途を決定できる交付金」を創設し, 次の経費を対象に, 住民組織(活動中核組織)の裁量により, 用途を決定できるよう検討する。
「地域ビジョン」の推進に要する経費, 人口減少対策に要する経費(移住促進, 空き家活用等), 組織の運営や人材育成に要する経費(事務局人件費, 研修費等) 等

3 地域経営方針に基づく取組(案)について

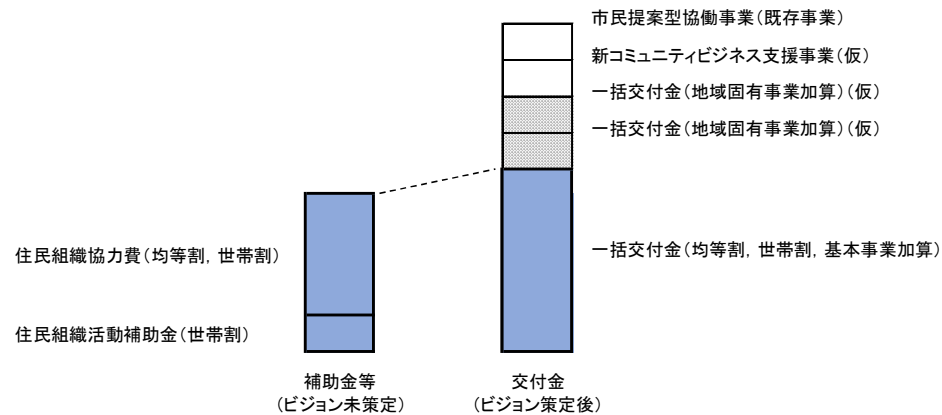
⇒今後の取組(案)

- 一括化する補助金等は、活動中核組織等に対する既存の補助金等とし、まずは、「住民組織活動補助金」(住民組織が行う地域課題の解決の取組等に対する補助金)、「住民組織協力費」(町内会回覧等に対する住民組織への協力費)を対象とすることを検討する。
- 交付金の額は、①均等割、②世帯割、③加算(基本事業加算、地域加算、地域固有事業加算)で算定するものとする。
 - ・基本事業加算:すべての団体が実施する事業に対する加算(町内会回覧等)
 - ・地域加算:地域の状況等に対する加算(中山間地域加算等)
 - ・地域固有事業加算:行政が求める取組で住民組織との協働が効果的であり、地域の状況に応じて実施される事業に対する加算(今後、既存制度からの移行や新設を検討)
- その他、意欲のある住民組織に対しては、ビジョン策定後、交付金に加えて、団体からの提案を受け、個別支援する事業創設の検討や既存事業の周知を継続する。
 - 例:新コミュニティビジネス支援事業(事業創設の検討)
 - 市民提案型協働事業(既存事業)
 - 一般財団法人自治総合センター「コミュニティ助成事業」(既存事業) 等

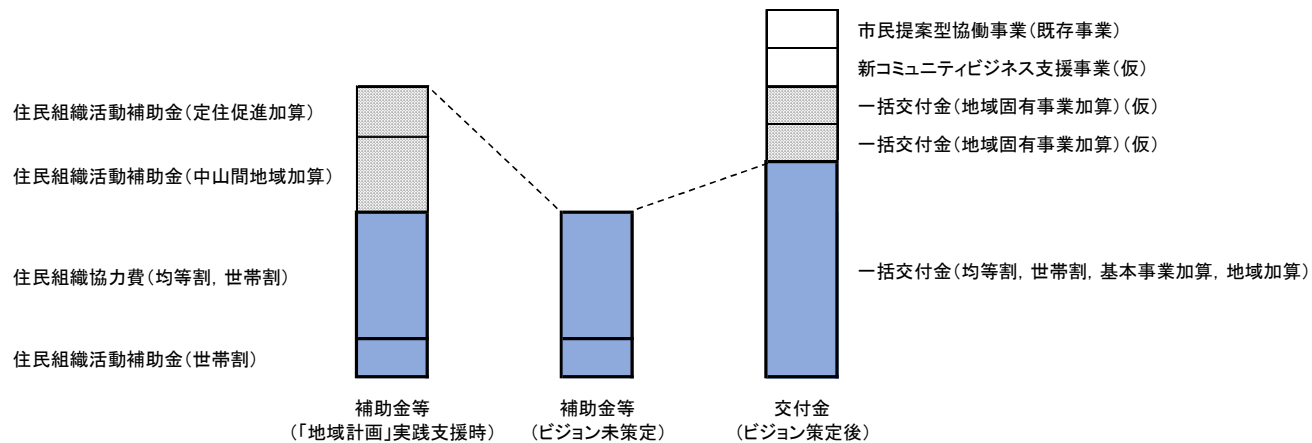
3 地域経営方針に基づく取組(案)について

交付金のイメージ

○三原地域・本郷地域(一部)における交付金のイメージ



○中山間地域における交付金のイメージ



※一括交付金の交付対象は、活動中核組織を予定
 ※上記はあくまでイメージ図であり、交付金額は検討中

3 地域経営方針に基づく取組(案)について

イ 自主財源確保の取組に対する初動支援

⇒今後の取組(案)(再掲)

○「地域ビジョン」を策定した団体を対象に、自主財源確保のための支援として、新たなコミュニティビジネス支援事業の創設を検討する(中山間地域のみを対象とするコミュニティビジネス支援事業から、新たに市域全域を対象とする制度に移行)。

○その他、一般財団法人自治総合センター「コミュニティ助成事業」の周知や活用支援を継続する。

備品購入: 上限100~250万円

集会施設建設: 上限1,500万円

(4)活動拠点に対する支援

ア 効果的・効率的な活動拠点の確保・支援

⇒今後の取組(案)

○活動拠点については、「三原市公共施設等総合管理計画」で「集会施設」と位置付けられた施設を基本に、地域住民の意向を踏まえ、活動中核組織単位での確保・支援を検討する。

「集会施設」: コミュニティホーム(地域企画課所管)

公民館, コミュニティセンター(生涯学習課所管)

人権集会所(人権推進課所管) 等

○「集会施設」については、今後、各施設が持つ「機能」のあり方にあわせて、「建物」の集約等を検討する。

3 地域経営方針に基づく取組(案)について

(5) ネットワーク構築に対する支援

ア 連絡会議の開催

⇒今後の取組(案)

○今後、活動中核組織のネットワーク構築のための連絡会議を開催する。

イ 中間支援組織の機能強化

⇒平成31年度の取組状況(再掲)

○「三原市ボランティア・市民活動サポートセンター」と連携し、「地域ビジョン」策定の支援を行っている。

○具体的には、ビジョン策定のために、コーディネーター(ボランティア・市民活動サポートセンター職員)やアドバイザー(専門コンサルタント)を派遣している。

4 組織づくりに対する支援のイメージ

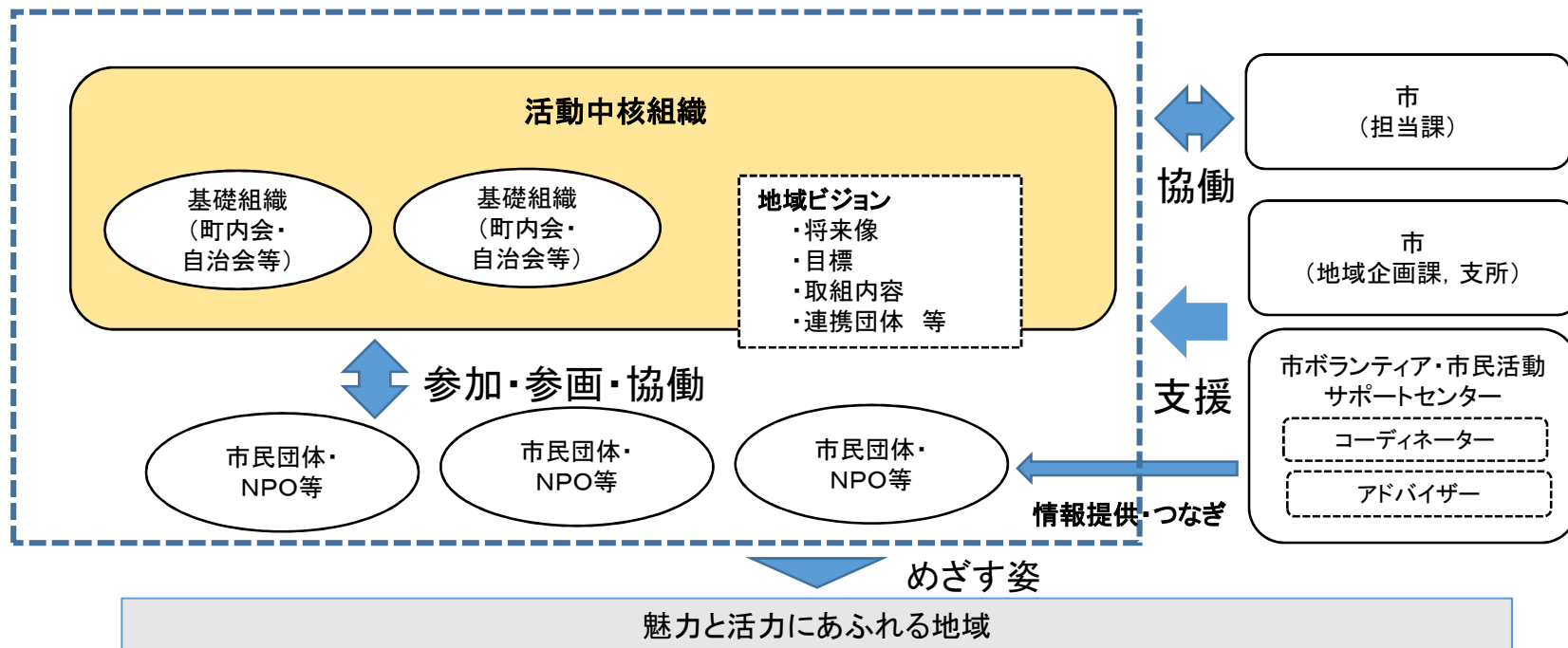
対象

活動中核組織(自治会・町内会等の連合組織)

内容

- 「地域ビジョン」策定の支援(※取組1年目)
 - ・計画的な取組の促進や参加意識の醸成等のため、住民主体による「地域ビジョン」の策定を支援
 - ・策定の支援として、アドバイザーの派遣や補助金(事務費)を交付
- 「地域ビジョン」実践の支援(※取組2年目～)
 - ・ビジョンに基づく取組の実施に対して、アドバイザーの派遣や交付金を交付
 - ・地域企画課・支所が窓口となり、市担当課との協働で取組を推進

支援のイメージ



5 人的・財政・活動拠点に対する支援のイメージ

対象
 活動中核組織(自治会・町内会等の連合組織)

内容

- 人的支援 地域支援員等の配置 等
- 財政支援 住民組織で使い方を決定できる交付金の交付 等
- 活動拠点 効果的・効率的な拠点の確保・支援

